

# 12 学校でのけがについて

## — 災害共済給付制度について —

愛西市教育委員会では保護者の皆様の同意のうえで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。学校の管理下の範囲で、お子様が負傷・疾病等をされ医療機関にかかれた場合は、申し出てください。

### ◆給付の対象は？

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病等に対する医療費等が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・野外教育活動・部活動・学校から参加する各種大会等を含みます。

### ◆共済掛金は？

年間一人935円必要ですが、愛西市では市が全額負担しています。



### ◆申請の手続きは？

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者へ「医療等の状況」と記された用紙をお渡しします。この用紙に病院で必要事項を記入してもらい、学校に提出してください。

※災害共済給付制度を利用する場合、市の助成金制度（子ども医療制度、母子・父子家庭医療制度等）を利用いただいても構いません。（市の助成金制度を利用せず、窓口で自己負担としての3割分の費用を支払い、領収書を受け取った場合は、確認のため領収書の提示を求める場合があります。ご家庭で領収書の保管をお願いします。）

### ◆給付金額は？

療養に要する費用の3割分の費用（以下、「自己負担額」と療養に要する費用の1割分の費用（以下、「療養に伴って要する費用」）が給付されます。市の助成金制度（子ども医療制度、母子・父子家庭医療制度等）を利用した場合は、自己負担額が0円になるので、療養に伴って要する費用のみ給付されます。

療養に要する費用が5,000円（自己負担額1,500円）以上のものが給付の対象になります。

（例1）療養に要する費用が5,000円で市の助成制度を利用しなかった場合の給付金額

（A）自己負担額

5,000円×3/10=1,500円（窓口での支払額、自己負担分）

（B）療養に伴って要する費用

5,000円×1/10=500円（1割相当額、日本スポーツ振興センター付加支給分）

（A）+（B）=2,000円

（例2）療養に要する費用が5,000円で市の助成金制度を利用した場合の給付金額

（A）自己負担額

窓口での支払い額、自己負担分は0円

（B）療養に伴って要する費用

5,000円×1/10=500円（1割相当額、日本スポーツ振興センター付加支給分）

（A）+（B）=500円

### ◆給付方法は？

・給付金の請求は、一か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。

・給付金は、愛西市より保護者指定口座に振り込まれます。

### ◆給付の制限は？

・けが等をした日から2年以内に請求しないと時効によって給付の請求権がなくなります。

・損害賠償等、第三者等により補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。

・生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります）